(c)　道北プラン

道央自動車道の新千歳空港インターチェンジから士別剣淵インターチェンジまで及び道東自動車道の千歳恵庭ジャンクションから千歳東インターチェンジまでの区間並びに後志自動車道、札樽自動車道及び深川・留萌自動車道の全区間。

(d)　道東プラン

道央自動車道の新千歳空港インターチェンジから札幌インターチェンジまでの区間並びに後志自動車道、札樽自動車道及び道東自動車道の全区間。

(ホ)　割引相互間の適用関係

本割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、マイレージ割引に限るものとし、本割引を適用した後の料金に対してマイレージ割引を適用する。

１．(3)⑱リを次のとおり改める。

リ　東北観光フリーパス

(イ)　割引をする自動車

(ハ)に定める期間のうち連続する最大２日間若しくは３日間に、(ニ)(a)に定める区間を通行（ただし、当該区間内のインターチェンジを流入又は流出する場合に限る。以下同じ。）（以下「東北周遊型」という。）、(ニ)(b)に定める区間を通行（以下「北東北周遊型」という。）若しくは(ニ)(c)に定める区間を通行（以下「南東北周遊型」という。）、(ハ)に定める期間のうち連続する最大２日間若しくは３日間に、(ニ)(d)に定める区間内のインターチェンジから(ニ)(c)に定める区間内のインターチェンジまで往復し、(ニ)(c)に定める区間を通行（以下「首都圏発着南東北周遊型」という。）又は(ハ)に定める期間のうち連続する最大３日間に、(ニ)(d)に定める区間内のインターチェンジから(ニ)(a)に定める区間内のインターチェンジまで往復し、(ニ)(a)に定める区間を通行（以下「首都圏発着東北周遊型」という。）するＥＴＣ車（ＥＴＣコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車を除く。）のうち、軽自動車等及び普通車（東日本高速道路株式会社及び宮城県道路公社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための申込み（(ロ)に定める最大日数の開始日が令和７年４月１日から令和９年３月31日までの間の申込みに限る。）がなされている場合に限る。）。

(ロ)　割引を適用した後の料金の額

本割引を適用する全通行に係る料金の合計額は、次のとおりとする。

	最大日数	軽自動車等	普通車
東北周遊型	２日間	7,000円	8,700円
	３日間	8,100円	10,700円
北東北周遊型	２日間	6,100円	7,600円
	３日間	7,100円	8,700円
南東北周遊型	２日間	5,300円	6,600円
	３日間	6,100円	7,600円
首都圏発着 南東北周遊型	２日間	9,200円	11,500円
	３日間	10,800円	13,500円
首都圏発着 東北周遊型	３日間	12,800円	16,000円

(ハ)　実施する期間

令和７年４月１日から令和９年４月２日まで。（ただし、東日本高速道路株式会社が別に定める日を除く。）

(ニ)　適用区間

(a)　東北周遊エリア

東北自動車道の白河インターチェンジから青森インターチェンジまで、日本海東北自動車道の鶴岡ジャンクションから酒田みなとインターチェンジまで及び岩城インターチェンジから河辺ジャンクションまで、磐越自動車道のいわきジャンクションから西会津インターチェンジまで並びに常磐自動車道のいわき勿来インターチェンジから亘理インターチェンジまでの区間並びに八戸自動車道、青森自動車道、釜石自動車道、秋田自動車道、山形自動車道、東北中央自動車道、仙台東部道路、仙台南部道路、秋田外環状道路、琴丘能代道路、米沢南陽道路、湯沢横手道路、仙塩道路、百石道路、仙台北部道路及び仙台松島道路の全区間。

(b)　北東北周遊エリア

東北自動車道の仙台南インターチェンジから青森インターチェンジまで、日本海東北自動車道の岩城インターチェンジから河辺ジャンクションまで及び仙台東部道路の仙台空港インターチェンジから仙台港北インターチェンジまでの区間並びに八戸自動車道、青森自動車道、釜石自動車道、秋田自動車道、仙台南部道路、秋田外環状道路、琴丘能代道路、湯沢横手道路、仙塩道路、百石道路、仙台北部道路及び仙台松島道路の全区間。

(c)　南東北周遊エリア

東北自動車道の白河インターチェンジから若柳金成インターチェンジまで、日本海東北自動車道の鶴岡ジャンクションから酒田みなとインターチェンジまで、磐越自動車道のいわきジャンクションから西会津インターチェンジまで及び常磐自動車道のいわき勿来インターチェンジから亘理インターチェンジまでの区間並びに山形自動車道、東北中央自動車道、仙台東部道路、仙台南部道路、米沢南陽道路、仙塩道路、仙台北部道路及び仙台松島道路の全区間。

(d)　出発及び到着エリア

東北自動車道の川口ジャンクションから羽生インターチェンジまで、関越自動車道の練馬インターチェンジから花園インターチェンジまで、常磐自動車道の三郷インターチェンジから土浦北インターチェンジまで及び首都圏中央連絡自動車道のあきる野インターチェンジから下総インターチェンジまでの区間。

(ホ)　割引相互間の適用関係

本割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、マイレージ割引に限るものとし、本割引を適用した後の料金に対してマイレージ割引を適用する。

１．(3)⑱ヌを次のとおり改める。

ヌ　北関東周遊フリーパス

(イ)　割引をする自動車

(ハ)に定める期間のうち連続する最大２日間若しくは３日間に、(ニ)(a)に定める区間内のインターチェンジから(ニ)(b)に定める区間内のインターチェンジまで往復し、(ニ)(b)に定める区間を通行（ただし、当該区間内のインターチェンジを流入又は流出する場合に限る。以下同じ。）（以下「首都圏発着型」という。）又は(ハ)に定める期間のうち連続する最大２日間若しくは３